2026年9月1日

お客さま各位

亀有信用金庫

本人確認方法の変更に関するお知らせについて

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、今般の「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の施行規則の改正に伴い、**２０２７年４月１日より、**お取引の際に実施する本人確認の方法が変更されます。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、マネー・ローンダリングやなりすまし等の不正利用を防止し、安心・安全にサービスをご利用いただくための対応となりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．変更内容

従来の本人確認方法の一部が見直しされ、**マイナンバーカードや運転免許証等に搭載されたＩＣチップ情報の読み取り等による本人確認方法**へ変更となります。

そのため、２０２７年４月１日以降、口座開設や各種お手続き等で本人確認を受ける際には、ＩＣチップ情報の読み取り等が必須となります。

※２０２７年４月１日以前に先行実施する場合があります。

以　上

亀有信用金庫

2027年4月1日から義務化

特定事業者との一定の取引で本人確認を受ける際ICチップ情報の読み取り等が必須となります！！

※各特定事業者の判断により2027年4月1日以前に先行実施する場合があります。



特定事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者、行政書士、公認会計士、税理士、電話受付代行業者、司法書士、弁護士



ICチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券など。

対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類を提示した上で、
ICチップ情報を読み取らせる必要があります。





非対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を送る必要があります。
原則本人確認書類の画像や写しを用いることはできません。

ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を読み取らせるには**暗証番号**の**入力**が必要です。
設定した暗証番号を覚えておきましょう!



警察庁
National Police Agency